

岐阜県公報

第 二 千 二 百 四 十 三 号
平成 二 十 三 年 四 月 二 十 二 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (環 境 管 理 課)

七六^{ページ}

告 示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定
有害興行の指定

(廃 棄 物 対 策 課)

七六

解除予定保安林とする旨の通知

(男 女 参 画 青 少 年 課)
(治 山 課)

七六

道路の供用開始

(道 路 維 持 課)

七七

岐阜県警察関係手数料徴収条例に基づく手数料の徴収事務
の委託

(交 通 規 制 課)

七七

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

個人演説会等を開催することができる施設の指定

(選 挙 管 理 委 員 会)

七七

個人演説会等を開催することができる施設の指定取消し

(同)

七八

農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる
施設の指定

(同)

七八

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環 境 生 活 政 策 課)

七九

土地改良区の定款の変更認可

(岐 阜 農 林 事 務 所)

七九

土地改良区役員の就任

(西 濃 農 林 事 務 所)

七九

土地改良区の定款の変更認可

(同)

七九

土地改良区役員の退任及び就任

(可 茂 農 林 事 務 所)

八〇

同

(恵 那 農 林 事 務 所)

八〇

同

(下 呂 農 林 事 務 所)

八二

平成二十三年度における地籍調査に関する事業計画

(都 市 政 策 課)

八二

規則

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十七号

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県環境影響評価条例施行規則（平成七年岐阜県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「環境生活部地球環境課」を「環境生活部環境管理課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百八十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

廃止済産業廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
産三二	大垣市中川町一丁目六三番一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三

産三二	大垣市昼飯町字村北一七二番一の一部、一七二番一の一部	十五号。以下「規則」という。）第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地
産三三	養老郡養老町瑞穂字大代一七二番一の一部、一七二番一の一部、一七五番一の一部、一七九番一の一部	規則第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地

岐阜県告示第二百八十二号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	新妻の寢室 身悶え飼育	オーピー映画	オーピー映画
映画	淫靡令嬢 吸いつく舌	オーピー映画	オーピー映画
映画	白昼の人妻 犯られる巨乳	オーピー映画	オーピー映画
映画	恋の扉	田 浩	田 浩
映画	母娘(秘)痴情 快感メロメロ	オーピー映画	オーピー映画
映画	発情花嫁 おねだりは後ろから	オーピー映画	オーピー映画
映画	ドリーム・ホーム	オナインソフト	オナインソフト

2 指定年月日

平成23年4月22日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成

を田圃するものであるものと認められる。

岐阜県告示第二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

下呂市小坂町落合字唐谷三三七六一（国有林、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
-------	-----	-----	----------	---------	-----------------------

県道	河 神 岡 合 線	飛騨市河合町天生字小沢上六三一番四六地先地内	六・七・二	平成 三・四・三	平成 三・三・九
----	-----------	------------------------	-------	-------------	-------------

岐阜県告示第二百八十五号

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）別表第一七の表一の項及び二の項に規定する手数料の徴収事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所	委託事務の内容	委託期間
株式会社公安警備 岐阜県関市側島二八八番地一	パーキング・メーター作動手 数料及びパーキング・チケット ト発給手数料の徴収事務	平成二十三年四月一日 から平成二十四年三月 三十一日まで

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
大 垣 市	大垣市中川地区センター ・多目的ホール ・会議室 1 ・会議室 2 ・和室	大垣市中川町 4 丁目 150 番地	150人 30人 50人 50人
	大垣市青墓地区センター ・多目的ホール ・会議室 ・和室	大垣市昼飯町 270 番地 51	150人 30人 50人
各務原市	各務原市蘇原コミュニティセンター ・集会所 ・会議室 ・遊戯室 ・研修室 ・休養室	各務原市蘇原野口町 1 丁目 1 番地 3	150人 35人 35人 35人 30人

岐阜県選挙管理委員会 令和五年四月二十二日

公職選挙法（昭和二十五年法律第五号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党候補演説会を開催するに当たつては、施設の指定の取扱いとして、次のとおり開催があつたの日の加算に係る。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
岐 阜 市	県民文化ホール未来会館	岐阜市学園町 3 丁目 42 番地

- ・長良川ホール
- ・ハイビジョンホール

多治見市	多治見市昭和体育館	多治見市平和町 4 丁目 84 番地
各務原市	各務原市蘇原北福祉センター ・学習室 ・休養室 ・会議室 1 ・集会所 ・会議室 2 ・研修室	各務原市蘇原古市場町 1 丁目 17 番地

岐阜県選挙管理委員会 令和五年四月二十二日

農業委員会法に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第五号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会を開催するに当たつては、施設の指定として、次のとおり開催があつたの日の加算に係る。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
大 垣 市	大垣市中川地区センター ・多目的ホール ・会議室 1 ・会議室 2 ・和室	大垣市中川町 4 丁目 150 番地	150人 30人 50人 50人
	大垣市青墓地区センター ・多目的ホール ・会議室	大垣市昼飯町 270 番地 51	150人 30人

・初編

50人

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年四月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アセスメントネット
- 三 代表者の氏名 稲垣 朋廣
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市宝町五 九七レオパレス宝四〇七号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、多治見市及び周辺地域のあらゆる市民を対象に、社会環境の変化の中で、早急に解決しなければならぬ保健・福祉・医療や環境保全など諸問題に対する支援のあり方や最適と考えられる時事を調査し自らも行動することにより、生活の質の向上や医療と福祉の増進、地域環境の保全などを、他団体との協力を広げながら進め、社会における公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良区（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良法

（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良法

土地改良区の変更に認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
席田井水土地改良区	平成二三・四・一二

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
五三土地改良区	平成 三・三・二七	理事	河合 秀雄	養老郡養老町根古地 八五五番地

土地改良区（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良法

（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良法

（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良法

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
土地改良区	

養老町大巻土地改良区

平成二三・四・一一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区 退任 役名 氏 名 住 所
八百津町 平成 理事 長谷川 朝香 加茂郡八百津町和知二〇六二番地二
和知土地 三三・〇二九 改良区

就任した役員

土地改良区 就任 役名 氏 名 住 所
八百津町 平成 理事 長谷川 一 加茂郡八百津町和知二〇六二番地二
和知土地 三三・四一 改良区

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区 退任 役名 氏 名 住 所
東白川村 平成 理事 松岡 進 加茂郡東白川村越原 八七〇番地
土地改良 三三・一五 区

就任した役員

土地改良区 就任 役名 氏 名 住 所
東白川村 平成 理事 安江 敏治 加茂郡東白川村越原 五七八番地一
土地改良 三三・四一 区

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区 退任 役名 氏 名 住 所
中津川市 平成 理事 吉村 幸資 中津川市駒場 九五番地
西部土地 三三・四二 改良区

同 同 曾我 修 同 四九二番地の二

同 同 高木 康男 同 一五八五番地の二

同 同 大山 光由 同 一六三〇番地の三

同 同 石田 茂 同 一五三五番地

同 同 金子 正純 同 一六六一番地

就任した役員		土地改良区	土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
同		中津川市西部土地改良区	平成 三三・四・三三		理事	吉村幸資	中津川市駒場 九五番地
同						曾我修	四九二番地の二
同						高木康男	一五八五番地の二
同						水野毅	一一四五番地の六
同						林雅広	一六六六番地の三三三六
同						金子正純	一六六一番地
同						熊谷宏	一六六六番地の三七七五
同						奥村春吉	一六六六番地の六九九
同						鈴木茂	一六六六番地の二四八
同						市川進	中津川市千旦林 二八四番地
同						向井元省	一〇七四番地の二
同						林健三	一五四三番地の一一
同						多賀高幸	一五八五番地の四八
同						日下部武彦	一五九六番地の九一
同						深津恵吾	一六〇二番地の三
同						井戸俊作	一五四〇番地の一
同						鈴木功	二二三九番地の二
同						鈴木利春	中津川市茄子川 三〇四番地
同					監事	近藤金三郎	中津川市千旦林 一五三五番地の四
同						鈴木弘	中津川市駒場 一五五七番地の二三
同						岩島卓郎	中津川市柳町 六番三〇号

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十二日

同						熊谷宏	一六六六番地の三七七五
同						奥村春吉	一六六六番地の六九九
同						鈴木茂	一六六六番地の二四八
同						市川進	中津川市千旦林 二八四番地
同						向井元省	一〇七四番地の二
同						林健三	一五四三番地の一一
同						多賀高幸	一五八五番地の四八
同						日下部武彦	一五九六番地の九一
同						滝川光晴	一五九八番地の七五
同						井戸俊作	一五四〇番地の一
同						鈴木功	二二三九番地の二
同						鈴木利春	中津川市茄子川 三〇四番地
同					監事	近藤金三郎	中津川市千旦林 一五三五番地の四
同						鈴木弘	中津川市駒場 一五五七番地の二三
同						岩島卓郎	中津川市柳町 六番三〇号

退任した役員

岐阜県知事 古 田 肇

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十三年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
岐阜市	岐阜市鹿島町、鍵屋中町、鍵屋西町、寿町、光明町、五反田町、早苗町、徹明町、吹上町、都通、大字本荘、島田東町、島田中町、加納桜道、加納上本町、加納清水町、加納清田町、加納西江町、加納大手町、加納大石町、加納中江町、加納天神町、加納徳川町、加納南江町、加納北江町、加納本町、吉野町、橋本町、高砂町、住ノ江町、神田町、清住町、加納朝日町、加納沓井町、加納長刀堀、加納西丸町、加納二之丸、加納東丸町、渋谷町、加納城南通、加納丸之内及び加納矢場町の一部	地籍調査費負担金の交付決定日から 平成二四・三・三一まで
大垣市	大垣市上石津町牧田の一部	同
高山市	高山市久々野町柳島、朝日町青屋及び上宝町蔵柱の一部	同
多治見市	多治見市陶元町及び山下町の全部	同
関市	関市上之保の一部	同
中津川市	中津川市中津川、坂下、付知町及び下野の一部	同
瑞浪市	瑞浪市釜戸町、土岐町、陶町大字大川及び陶町大字水上の一部	同
羽島市	羽島市上中町長間及び上中町中の一部	同
	恵那市大井町、三郷町野井、三郷町	

恵那市	椋実、武並町藤、笠置町河合、飯地町、岩村町飯羽間、山岡町原、明智町吉良見、明智町大田、串原及び上矢作町の一部	同
土岐市	土岐市駄知町及び下石町の一部	同
山県市	山県市葛原の一部	同
瑞穂市	瑞穂市古橋及び穂積の一部	同
飛騨市	飛騨市古川町寺地、古川町笹ヶ洞、古川町黒内、河合町有家、宮川町打保、神岡町吉田及び神岡町山田の一部	同
本巢市	本巢市根尾神所及び宗慶の一部	同
郡上市	郡上市高鷲町鮎立の一部	同
下呂市	下呂市小川、萩原町羽根及び萩原町桜洞の一部	同
海津市	海津市南濃町境の一部	同
揖斐川町	揖斐郡揖斐川町大字坂内広瀬の一部	同
大野町	揖斐郡大野町大字相羽の一部	同
池田町	揖斐郡池田町舟子、段、般若畑、宮地北、宮地南及び小牛の一部	同
富加町	加茂郡富加町羽生の一部	同
八百津町	加茂郡八百津町大字潮見の一部	同
白川町	加茂郡白川町赤河及び切井の一部	同
東白川村	加茂郡東白川村大字神土及び大字越原の一部	同
御嵩町	可児郡御嵩町上之郷の一部	同
白川村	大野郡白川村大字飯島及び大字荻町の一部	同
白川町森林組合	加茂郡白川町切井の一部	同

平成二十三年四月二十二日発行

発行者

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター